

健康福祉審議会	2020/7/27	資料 1 - 1
第 3 回 地域福祉部会		

全世代向け地域包括ケア体制構築に向けた相談・連携体制について

1 主旨

中野区ではこれまでも、保健福祉の総合的なワンストップ窓口としてすこやか福祉センターを整備するなど、対象や分野を問わない包括的な相談体制や地域の連携体制を構築してきた。

また、平成 29（2017）年 3 月策定の「地域包括ケアシステム推進プラン（以下、「推進プラン」という）」にもとづき、すべての人が可能な限り住み慣れた地域で尊厳を保って、暮らし続けることができるよう、住まい、健康づくり、予防、見守り、介護（助）、医療、生活支援、医療が一体的に提供される体制の構築を進めてきたところである。

一方で、平成 30（2018）年 4 月には、「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」により、社会福祉法の一部が改正され、「包括的な支援体制の整備に関する事項」が地域福祉計画に盛り込むべき要件の一つとされた。さらに、令和 2（2020）年 6 月に「地域共生社会実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」が公布され、一部の規定を除き、令和 3（2021）年 4 月 1 日付で施行されることとなった（P8.4 参照）。

これらを受け、中野区の目指す「全世代向け地域包括ケア体制」の構築に向けた、相談・連携体制の整備を進めているところである。

2 包括的な支援体制の整備に関する事項の詳細（社会福祉法第 106 条の 3 第 1 項各号）

- (1) 「住民に身近な圏域」において、地域住民等が主体的に地域生活課題を把握し解決を試みることができる環境の整備に関する事項
- (2) 「住民に身近な圏域」において、地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制の整備に関する事項
- (3) 多機関の協働による市町村における包括的な相談支援体制の構築

3 中野区の総合的な相談・連携体制

(1) すこやか福祉センター

① 日常生活圏域設定の経緯

平成 18（2006）年の介護保険制度改正により設定することとなった日常生活圏域について、国は、人口 2 万から 3 万人規模、中学校区単位を想定しつつも、地理的要素や資源などの地域特性を勘案し、それぞれの地域の実情に合わせて設定するものであるとしている。これを踏まえ、中野区では、日常生活圏域を当面 4 つ（保健福祉センター担当地域）に分けることとし、後のすこやか福祉センターの整備に伴い必要に応じた検討

を行うものとした。さらに4つの日常生活圏域それぞれに2か所ずつ、8か所の地域包括支援センターを設置することとした。

② すこやか福祉センターの事業目的及び内容

子ども、高齢者、障害のある人、妊産婦など、誰もが住み慣れた地域で安心して、自立した生活を送ることができるよう、職員によるアウトリーチ活動を積極的に進めるとともに、総合的な支援をするための身近な相談窓口・地域における支えあい活動の推進のための拠点施設として事業を展開している。

区が取り組む、切れ目のない地域における地域包括ケア体制を推進する拠点施設となっている。

ア アウトリーチ活動

イ 子育てサービス・保健福祉サービスの受付、健康に関する相談

ウ 地域の子どもと子育て支援

エ 地域の健康づくり・介護予防事業の推進

オ 区民の地域見守り・支えあい活動の推進

カ 高齢者に関する相談窓口（地域包括支援センター（委託））

キ 障害者に関する相談窓口（障害者相談支援事業所（委託））

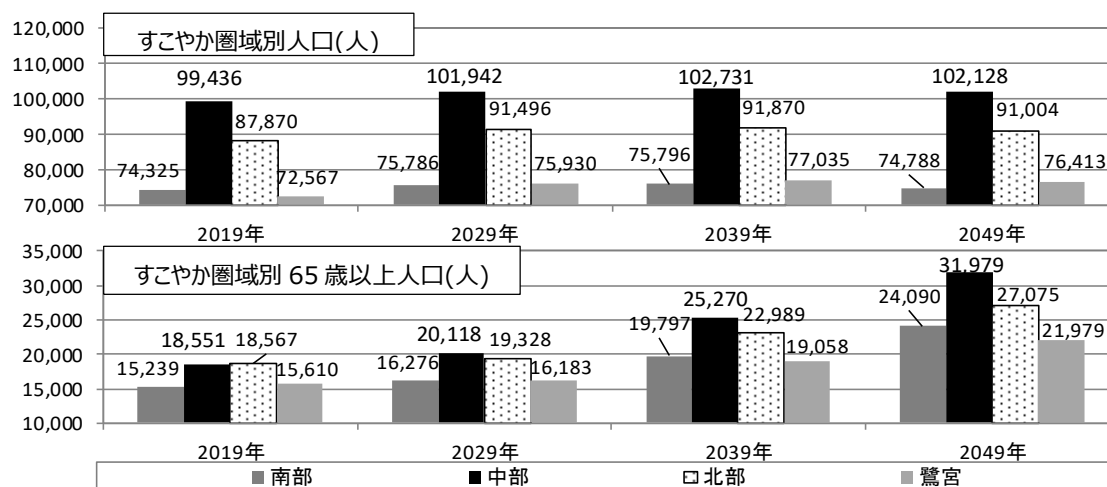
③ 職員体制

事務、福祉職、保健師、栄養士、心理、歯科衛生士（会計年度任用職員）を配置
各すこやか福祉センター職員配置数 29～37 名

④ 今後の状況の変化

ア 総人口や高齢者人口の今後の見通し

図1 今後の人口の見通し



※2019年は5月時点での住民基本台帳人口実績値、2029年以降は推計値

※コーホート・シェア延長法を用いて推計した区全体の推計結果を、すこやか圏域に適用した推計

最も人口の多い中部圏域と最も少ない南部圏域とでは 27,000 人の差があり、今後の推計では、この差は縮小することはない。一方、高齢者人口では、現時点で圏域間の差は 3,000 人とどまっているが、今後、中部圏域における高齢者人口の増加率が高いため、30 年後の推計では最も高齢者人口の少ない鷺宮圏域との差は拡大する見込みである。

イ 地域との連携強化の必要性の高まり

平成 22 (2010) 年のすこやか福祉センターの整備以来、町会など地域住民の地域活動、公益活動との連携を重視し、アウトリーチチームの編成など見守り支えあいに関する施策については、区民活動センター圏域を活動単位としてその取組を強化してきている。

今後は、住民にとって最も身近な地域活動の圏域である 区民活動センター圏域を基軸に据え、地域実情の把握と、必要となる資源開発・育成と配置、公私協働による地域課題の解決など、中野区独自の全世代向け地域包括ケア体制の整備が重要である。

⑤ 今後のすこやか福祉センター圏域のあり方

ア すこやか福祉センターが担当する人口の平準化

今後、アウトリーチ活動をさらに推進し、きめ細かな取り組みを進めていくためには、すこやか福祉センターが担当する人口規模の抑制と平準化を図ることが必要である。

イ すこやか福祉センターが担当する区民活動センター数・町会数の平準化

現在、中部すこやか福祉センターが 5 か所、次いで北部すこやか福祉センターが 4 か所、南部、鷺宮が各 3 か所ずつ、区民活動センターを管轄している。

地区内の町会の数についてみると、中部の担当数が最も多い。

⑥ すこやか福祉センター圏域見直しの具体的な内容【中部・北部圏域の再編】

人口規模、区民活動センター数、町会数の 3 つの視点からみて、将来はさらにその負担が増大する中部・北部すこやか福祉センターの圏域を見直すにあたり、中部・北部の 2 つの圏域を 3 つの圏域に再編していく方向である。

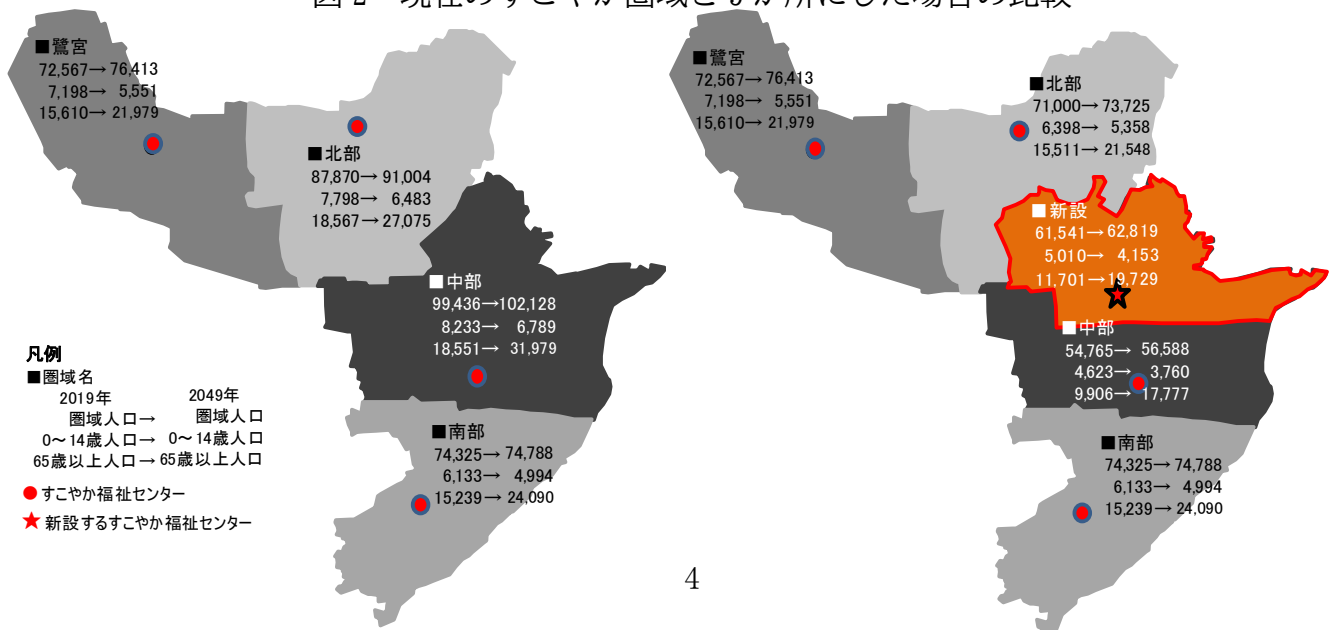
表1 現行の中部・北部圏域と3分割にした場合の比較
(人口は2019年の住民基本台帳データによる)

	区民活動C (町会数)	面積 (km ²)	人口 (人)		区民活動C (町会数)	面積 (km ²)	人口 (人)
中部	【5区活37町会】 東部(14) 東中野(2) 桃園(8) 昭和(7) 上高田(6)	4.48	99,436 高齢者人口 18,551	➡	中部	【2区活22町会】 東部(14) 桃園(8)	2.54 54,765 高齢者人口 9,906
北部	【4区活19町会】 新井(5) 野方(6) 沼袋(3) 江古田(5)	4.31	87,870 高齢者人口 18,567		新設 エリア	【4区活20町会】 東中野(2) 昭和(7) 上高田(6) 新井(5)	2.66 61,541 高齢者人口 11,701
					北部	【3区活14町会】 野方(6) 沼袋(3) 江古田(5)	3.59 71,000 高齢者人口 15,511

表2 現行の4か所と5か所にした場合の圏域人口の比較
(2019年は住民基本台帳人口、2049年は推計人口)

	2019年	2049年		2019年	2049年	
圏域人口			➡	圏域人口		
南部	74,325	74,788		南部	74,325	74,788
中部	99,436	102,128		中部	54,765	56,588
北部	87,870	91,004		新設	61,541	62,819
鷺宮	72,567	76,413		北部	71,000	73,725
最大と最小の差	26,869	27,340		鷺宮	72,567	76,413
圏域65歳以上人口			最大と最小の差	19,560	19,825	
南部	15,239	24,090	圏域65歳以上人口			
中部	18,551	31,979	南部	15,239	24,090	
北部	18,567	27,075	中部	9,906	17,777	
鷺宮	15,610	21,979	新設	11,701	19,729	
最大と最小の差	3,328	10,000	北部	15,511	21,548	
			鷺宮	15,610	21,979	
			最大と最小の差	5,704	6,313	

図2 現在のすこやか圏域と5か所にした場合の比較



(2) 地域ケア会議

区では、地域における多様なニーズに対し、区民が必要なサービスやしくみを活用し、可能な限り住み慣れた地域で自立した日常生活を営むことができるよう、住まい、健康づくり、予防、見守り、介護、生活支援、医療を一体的に提供する体制を効果的に推進することを目的とし、すこやか地域ケア会議及び地域包括ケア推進会議（以下「地域ケア会議」という。）を設置しており、令和2年7月現在、第5期（任期1年）を迎えているところである。

① 中野区における地域ケア会議の内容

種類	すこやか地域ケア会議	中野区地域包括ケア推進会議
対象	日常生活圏域（すこやか福祉センター圏域）	中野区全域
主な検討事項	<p><特性に応じた地域力の向上></p> <p>① 地域の困難事例の検討及び解決</p> <p>② 地域のネットワーク構築</p> <p>③ 地域の課題発見及び解決</p> <p>④ 地域の資源開発</p> <p>⑤ 地域の取組を明らかにする</p>	<p><地域力の総合的な推進></p> <p>① 区全体として取り組む課題の解決</p> <p>② 区全体の情報共有及び連携強化</p> <p>③ 地域包括ケアシステムの推進に必要な制度や仕組みの提案</p> <p>④ 地域包括ケアシステム推進のための計画を策定、その進捗状況の点検及び評価</p>
委員	町会・自治会、民生・児童委員、医療関係者、介護サービス事業所連絡会、社会福祉協議会、ボランティア団体、地域包括支援センター、区（22～30名）	左記団体に下記団体を加える。 友愛クラブ連合会、シルバー人材センター、警察署、消防署、支えあい協力事業所、不動産事業者、高齢者会館受託事業者、商店街連合会、東京商工会議所中野支部、学識経験者（30名）
任期	1年	
開催回数	合計16回程度 (年4回×4圏域)	年3回程度
その他	<p>具体的な課題検討のための部会の設置</p> <p>① 在宅医療介護連携部会</p> <p>② 生活支援・介護予防・就労・健康づくり部会</p> <p>③ 認知症等対策部会</p> <p>④ 住まい・住まい方部会</p>	

② 今後の展開

全世代向け地域包括ケアシステムの構築について議論できるよう、地域包括ケア推進会議やすこやか地域ケア会議の構成等について、見直していく。

ア 地域包括ケア推進会議

- ・現行のプランを検証した結果をもとに、全世代向けの取組に生かしていく手法や考え方を整理する。
- ・①の視点で、現行プランの見直しとともに子どもと子育て家庭、障害者等に関する取組を取りまとめる他、重点的に取り組む課題、新たな課題を抽出する。
- ・区と関係団体が「目指すまちの姿」等の目標と取り組んでいく課題について、共有し、一体となって（仮称）地域包括ケアシステム総合計画を策定していく。

イ すこやか地域ケア会議

- ・高齢者の個別事例について多職種協働による有効な支援方法を検討する。
- ・高齢者の個別事例の検討により見えてくる地域の課題について議論を深め、解決策を講じる。
- ・地域課題が全世代に及ぶ影響を想定し、各世代や状況に応じた解決策を講じる。

(3) アウトリーチチーム

平成29年度より区民活動センター圏域ごとに配置する職員によるアウトリーチチームが中心となって進めており、一人ひとりの区民や世帯が抱える様々な課題に包括的に対応するため事務、福祉、保健師の3職種でチームを構成している。地域福祉、健康づくり、医療の視点を活かし、町会・自治会、民生児童委員など多くの地域活動団体や、社会福祉協議会、地域包括支援センター等関係機関と連携することで支援を必要とする区民を発見し、必要な支援につなげるとともに地域の潜在的なニーズや課題の発見や、地域におけるネットワークづくりにも取り組んでいる。

【活動状況(過去3年間の実績)】

① アウトリーチチームが対応して適切な支援につなげた要支援者数※ (単位:人)

	把握した 要支援者数	うち、支援に つなげた人数	支援に つなげた割合
H31年度	367	278	75.7%
H30年度	399	285	71.4%
H29年度	147	111	75.5%
合計	913	674	73.8%

※同じ相談で複数年にわたって支援が継続している場合には初年度のみカウントしている。

② アウトリーチチーム活動開始の契機（単位：人）

	総数	本人	家族	知人	町会	民生委員	その他※
H31年度	367	67	14	18	20	87	161
H30年度	399	85	8	24	18	133	131
H29年度	147	30	2	7	11	46	51
合計	913	182	24	49	49	266	343
%	100.0%	19.9%	2.6%	5.4%	5.4%	29.1%	37.6%

※ その他：地域包括支援センター、社会福祉協議会、区民活動センター運営委員会事務局、地域住民など

③ アウトリーチチームが対応した要支援者の年代（単位：人）

	総数	0～49歳	50～64歳	65～69歳	70～74歳	75～79歳	80～84歳	85～89歳	90～94歳	95～99歳	100歳以上	不詳
H31年度	367	10	18	18	33	46	74	58	35	3	4	68
H30年度	399	9	29	19	30	68	82	102	39	8	0	13
H29年度	147	0	8	3	14	28	37	20	25	2	0	10
合計	913	19	55	40	77	142	193	180	99	13	4	91
%	100.0%	2.1%	6.0%	4.4%	8.4%	15.6%	21.1%	19.7%	10.9%	1.4%	0.4%	10.0%

85歳以上 32.4%

75歳以上 69.1%

④ アウトリーチチームが対応した内容（複数回答）（単位：人）

	総数	健康・医療の問題	家族の問題	住居の問題	近隣の問題	法的な問題	経済的な問題	就労等の問題	その他※1
H31年度	367	207	31	23	56	15	10	8	92
H30年度	399	202	55	16	89	10	16	3	24
H29年度	147	72	21	5	26	1	6	3	38
合計	913	481	107	44	171	26	32	14	154
%		52.7%	11.7%	4.8%	18.7%	2.8%	3.5%	1.5%	16.9%

※1 その他：行政手続きの相談、災害対応の相談、安否確認の依頼、状況確認の依頼、他機関からの照会など

※2 複数回答のため、それぞれのパーセンテージを合計しても100%にはならない

4 地域共生社会実現のための法令の整備

令和2（2020）年6月12日に、「地域共生社会実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」が公布され、一部の規定を除き、令和3（2021）年4月1日付で施行されることとなった。

これに先立ち、現在、地域共生社会実現のための国の政策については、「モデル事業」として、全国の自治体の先進的な取組を支援する形で行われている。これらの内容については以下のとおりである。

（1）法改正の趣旨（関係部分を抜粋）

- ① 市区町村は、地域生活課題の解決に資する包括的な支援体制を整備するため、社会福祉法に基づく事業並びに介護保険法、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律、子ども・子育て支援法及び生活困窮者自立支援法（以下「各法」）にもとづく事業を一体のものとして、重層的支援体制整備事業を行うことができる。
 - ア 地域生活課題を抱える地域住民及びその家族その他関係者からの相談に包括的に応じ、情報の提供や助言、支援関係機関との連絡調整等のため、各法の事業を一体的に行う事業
 - イ 生活課題を抱える住民に対し、支援機関等との連携による支援体制のもと、訪問による必要な情報の提供及び助言その他社会参加のための必要な便宜の提供を行う事業
 - ウ 複数の支援関係機関の連携体制による支援が必要であると市町村が認める地域住民に対し、包括的かつ計画的に支援を行う事業
- ② 市区町村は、支援関係機関、地域生活課題を抱える地域住民に対する支援に従事するものその他関係者により構成される会議を組織することができる。

（2）厚生労働省 地域共生社会推進検討会 最終とりまとめ（概要）

別紙 資料1－2のとおり